

# 公立大学法人公立鳥取環境大学学長選考会議運営規程

平成25年3月22日  
鳥取環境大学規程第13号

## (趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人公立鳥取環境大学定款(以下「定款」という。)第11条第3項に規定する学長選考会議(以下「選考会議」という。)の運営について、定款に定めるもののほか、必要な事項を定める。

## (審議事項)

第2条 選考会議の審議事項は、次のとおりとする。

- (1) 学長となる理事長の選考に関する事。
- (2) 学長となる理事長の再任に関する事。
- (3) 学長となる理事長の任期に関する事。
- (4) 学長となる理事長の解任に関する事。

## (委員の任期等)

第3条 委員の任期は、経営審議会又は教育研究審議会の委員としての任期と同一とし、再任されることできる。

2 委員は、次のいずれかに該当する事由が生じたときは、解任されたものとみなす。

- (1) 経営審議会又は教育研究審議会の委員でなくなったとき。
  - (2) 公立大学法人公立鳥取環境大学理事長選考規程第5条第1号の規定による推薦を受けたとき。
- 3 前項の規定により、委員が欠員となったときは、補欠の委員を補充するものとする。

## (議長の職務代理)

第4条 議長に事故があるときは、議長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

## (会議)

第5条 選考会議は常設とし、会議は必要に応じて議長が招集し、開催する。

2 議長は、選考会議の委員の3分の1以上の者から会議に付議すべき事項を記載した書面を付して要求があったときは、遅滞なく選考会議を招集しなければならない。

第6条 会議は、3分の2以上の委員が出席しなければ、開催することができない。

2 会議の議事は、議長を含む出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

## (その他)

第7条 この規程に定めるもののほか、選考会議について必要な事項は、議長が選考会議に諮って定める。

## 附 則

この規程は、平成25年3月22日から施行する。

附 則（平成 27 年規程第 32 号）  
この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。